

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て総務課

許認可等の内容		未支払の遺児手当の支給決定
根拠法令等及び条項		栃木市遺児手当支給条例第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市遺児手当支給条例第9条
	参考事項	栃木市遺児手当支給条例第3条
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 手当の受給資格者が死亡した場合は、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護し、又は養育していた第3条に定める支給要件に該当する児童に未払の手当を支払うことができる。</p> <p>2 市は、市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者に対し、遺児手当（以下「手当」という。）を支給する。</p> <p>(1) 父母の一方が死亡した児童を監護する父又は母で現に配偶者を有しないもの</p> <p>(2) 父母の一方が死亡した児童を父又は母が監護しない場合は、児童を養育（父母以外の者がその児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）する者</p> <p>(3) 父母の一方又は両方が死亡した児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者</p> <p>3 2の規定にかかわらず、手当は、児童が次のいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。</p> <p>(1) 日本国民でないとき。</p> <p>(2) 市内に住所を有しないとき。</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(4) 児童福祉法等に規定する児童福祉施設等のうち市長の指定するものに入所し、又は入院しているとき。</p>	